

貯蔵設備等の許可に係る手数料について

【令和5年12月21日現在】

手数料条例（抜粋）

第2条 知事は、次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げるときに、手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ定める額とする。

納入義務者	徴収の時期	手数料の額
211 液石法第37条の3第1項の規定に基づく液石法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査を申請する者	申請するとき	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
212 液石法第37条の3第1項の規定に基づく液石法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査を申請する者	申請するとき	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

上記の表の「手数料の額」を数式にすると、以下のとおりになります。

表211（新規許可に係る完成検査）	$31,000円 \times (A-B) + 5,800円 \times B$
表212（変更許可に係る完成検査）	$24,000円 \times (A-B) + 5,800円 \times B$
【凡例】	A：液石法による完成検査の申請施設数 B：Aのうち、高圧法による完成検査に合格している施設（完成検査合格施設）数

液石法の許可対象	該当する納付額の例	高圧法の許可等が関係する場合
貯蔵施設（販売所の容器置場）	ア～オ	（工業用販売）第一種、第二種貯蔵所
特定供給設備（納入先に設置）	ア～オ、カ～キ	（特定高圧ガス消費）第一種貯蔵所 ※ただし貯蔵量10t以上
容器		
バルク容器		
貯槽		
バルク貯槽		

納付額の例（貯蔵量別に例示）

ア	新規許可（10t以上）		
	許可申請	完成検査	計
高圧法（申請先：消防課）	25,000	18,750	43,750
液石法（申請先：振興事務所）	21,000	5,800	26,800
申請者の納付額 合計			70,550

イ	変更許可（10t以上、貯蔵量増加）		
	許可申請	完成検査	計
高圧法（申請先：消防課）	14,000	10,500	24,500
液石法（申請先：振興事務所）	15,000	5,800	20,800
申請者の納付額 合計			45,300

ウ	変更許可（10t以上、その他）		
	許可申請	完成検査	計
高圧法（申請先：消防課）	11,000	8,250	19,250
液石法（申請先：振興事務所）	15,000	5,800	20,800
申請者の納付額 合計			40,050

エ	新規許可（3t以上、10t未満）		
	許可申請	完成検査	計
高圧法（届出先：消防課）	貯蔵届出		
液石法（申請先：振興事務所）	21,000	31,000	52,000
申請者の納付額 合計			52,000

オ	変更許可（3t以上、10t未満）		
	許可申請	完成検査	計
高圧法（届出先：消防課）	貯蔵届出		
液石法（申請先：振興事務所）	15,000	24,000	39,000
申請者の納付額 合計			39,000

カ	新規許可（10t未満）		
	許可申請	完成検査	計
液石法（申請先：振興事務所）	21,000	31,000	52,000
申請者の納付額 合計			52,000

キ	変更許可（10t未満）		
	許可申請	完成検査	計
液石法（申請先：振興事務所）	15,000	24,000	39,000
申請者の納付額 合計			39,000